

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|--|---------|----------------------------|---|---|---|--|---------|---------|
| 施策の方向 1 子どもの相談及び救済の充実 | | | | | | | | |
| 【推進施策 1】 | | | | | | | | |
| 子どもが直接相談できる機関について、子どもにわかりやすく、具体的な広報を実施するとともに、子どもが安心して容易に相談できるよう体制や環境の整備を進めます。 子ども自身がいじめや体罰等を受けたときにSOSを発せられるよう支援します。 | | | | | | | | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ①子どもに直接配布している各種相談カードの配布時期・方法を工夫するとともにホームページ等の子ども向け広報を工夫します。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども福祉課 | 1-(1)-① | SOSカードの作成・配布 | 増加し続ける児童虐待の早期発見・予防のため、子ども自身が相談の電話をかけられるよう、児童虐待防止センター等の電話番号を明示した名刺サイズのカードを配布する。 | 11月に市内の小学校・中学校・高等学校の新1年生約26,000名にSOSカードを配布する。配布方法については、担任教師から生徒に対して虐待についてや、カードの使用目的について説明の上、配布するよう協力依頼する。 | 児童相談所の再編整備に伴い、平成23年4月から市内3か所の児童相談所体制になり、所管区も変更されることから、本年度の配布を中止し、平成23年度当初に市内の小学校・中学校・高等学校の全生徒約130,000名にSOSカードを配布できるよう準備を進めた。 | 成果: 市内の小学校・中学校・高等学校の全生徒に配布できた。児童虐待防止の啓発を図った。 課題: カードという限られた範囲で、よりわかりやすい情報提供ができるような物にしていきたい。 | B | |
| こども本部 こども家庭センター 児童相談所 | 1-(1)-① | 児童相談所の相談機関の広報 | 児童相談所の広報に、児童自身からの相談も受けれる内容を記載している。 | 引き続き、児童相談所の案内(リーフレット)に児童自身からの相談も受けれる内容を記載する。また、特に平成23年度からは3児童相談所となるので、その案内も含めより積極的な配布に努める。 | 児童相談所の案内(リーフレット)を見直し、児童自身からの相談も受けれるという内容を含めてよりわかりやすい表現に修正した。また、関係機関の窓口等へ児童相談所の案内(リーフレット)について設置の継続を依頼している他、あらゆる場面で積極的に配布した。 その他、平成23年度からの3児童相談所体制移行に係る広報、周知に努めた。 | 児童相談所の案内(リーフレット)の見直しにより、子ども自身からの相談も受けれるという内容を含めて、よりわかりやすい表現に修正を行った。また、関係機関の窓口等での配布も依頼し、PRに努めた。また、平成23年度からの3児童相談所体制移行に係る広報、周知に努めた。 | B | |
| こども本部 こども家庭センター 児童相談所 | 1-(1)-① | 児童相談所のホームページ「なやんでもないことない？」 | 児童自身が相談しやすい環境を整えるため、中央・南部児童相談所のホームページに児童向けのページ「なやんでもないことない？」を設け、児童相談所で相談を受けることを広報する。 | 継続実施 | 中央・南部児童相談所のホームページに平成20年度から児童向けのページ「こどもたちへ」を設け、児童相談所では児童自身からの相談も受けていること等の広報を継続している。 | 中央・南部児童相談所のホームページに児童向けのページ「こどもたちへ」を設け、こども自身が児童相談所への相談ができること等の広報を継続的に行うことができた。 | B | |
| 市民オンブズマン事務局 人権オブズバーソン担当 | 1-(1)-① | 人権オブズバーソン広報・啓発事業 | 人権オブズバーソンは、子どもの権利の侵害に関する相談・救済の申立てを受け、子どもの主体性を尊重した支援を行い、事案の解決を図っている。相談の当事者である子どもたちに、人権オブズバーソン制度の周知を図るために、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の園児、児童、生徒に「人権オブズバーソン子ども相談カード」やポスター、パンフレット等を配布するほか、子どもホームページで子どもの権利の視点にたって子どもにわかりやすい広報に努める。 | 子ども相談カードを改訂するとともに、子ども向けリーフレットを新たに作成して配布する他、市政だより・教育だより等による広報を行い、人権オブズバーソン制度の一層の周知を図っていく。 | 人権オブズバーソン子ども教室は9月から1月までの間に、小・中学校各4校及び児童養護施設2箇所で各1回実施し、児童・生徒及び保護者、学校関係者に周知を図った。他、区役所での巡回相談(2回)を実施し、各区こどもフェスタ・子どもの権利の日のつどい・子ども夢パーク・川崎駅地下街アゼリア・すくらむまつり、市内掲示板で展示等を行った。また、子ども相談カードを改定するとともに、子ども向けリーフレットを新たに作成して、利用方法等をわかりやすく周知した。 今後の課題として、さらに、人権オブズバーソン制度の利用に向けて周知方法の検討を進めていく。 | 人権オブズバーソン子ども教室を行い、さらに、各区こどもフェスタや子どもの権利の日のつどいなどに参加し、人権オブズバーソン制度の周知を図ることができた。また、子ども相談カードを改定するとともに子ども向けリーフレットを新たに作成して、利用方法等をわかりやすく周知した。 | B | 1-(7)-③ |

(注)達成度=A:計画を上回って実施 B:ほぼ計画に沿って実施 C:計画を変更 D:計画を下回った E:その他(廃止等)

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|------------------------|---------|--------------------------------|---|--|--|--|---------|----|
| 教育委員会 人権・共生教 育担当 | 1-(1)-① | 相談カード「ひとりで 悩まないで」の作成 ／配布 | 市立学校児童・生徒・教職員全員 に対して、さまざまな相談機関を 記載したカードを配付して直接相 談できる場所を広報する。 | 市立学校児童・生徒・教職員全員 に対して、さまざまな相談機関を 記載したカードを配付して、子ども に対して直接相談できる場所を広 報し、相談場所を子どもに対して 広く知らしめていく。 | 市立学校児童・生徒・教職員全員に対して、さまざまな相談機関を記載したカードを配布した。子どもに対して直接相談できる場所を広報し、相談場所を子どもに対して広く知らしめた。 | 子どもたちが持つ悩み事を電話で身近に話せる相談機 関を記載したカードを、市立学校児童・生徒・教職員全 員に対して配布した。各学級担任に対しては配布時に カードの利用についての留意事項を説明していただき よう依頼し、また、平成21年度からはカードの配付時期 を考慮に入れて配付した。今後も継続して取り組んでい きたい。 | B | |

〔具体的な取組〕

②子どもたちが人権オブズパーソンを感じられるよう学校や子どもに関わる施設に人権オブズパーソンが出向いて行う広報・啓発事業を充実します。

| | | | | | | | | |
|------------------------------------|---------|----------------------------|--|--|--|---|---|---------|
| 市民オンブズ マン事務局 人権オブズ パーソン担当 | 1-(1)-② | 人権オブズパーソン 子ども教室推進事 業 | 「人権オブズパーソン子ども教室」は、実際に人権オブズパーソンが学校や子どもがつどう施設に出向き、直接子どもたちに対して、専門調査員による模擬電話相談、人権オブズパーソンによるいじめや人権に関する話をすることにより、気楽に安心して相談できるよう人に権オブズパーソン制度の周知を図る。 | 教育委員会及び学校等を通じて事業の充実、浸透を図っていく。 ※目標:10校(小・中学校各4校、児童養護施設2か所) | 人権オブズパーソン子ども教室は9月から1 月までの間に、小・中学校各4校及び児童養 護施設2園で各1時限実施し、児童・生徒及 び保護者、学校関係者に周知を図った。 | 人権オブズパーソン子ども教室を小・中学校等で各1 時限実施し、感想文を参考とする他、学校だより等に掲 載してもらうことにより、他の学年児童・生徒及び保護者 に周知を図ることができた。 人権オブズパーソン子ども教室は、直接子どもたちに 対して、いじめや人権に関する話や、気楽に安心して 相談するなどの周知ができるため、今後も引き続き継続 して改善を図りたい。 | B | 1-(7)-③ |
|------------------------------------|---------|----------------------------|--|--|--|---|---|---------|

〔具体的な取組〕

③スクールカウンセラーを充実させ、学校での活用を推進します。また、24時間電話相談を実施します。

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---------|----------|---|--|--|--|---|--|
| 教育委員会 総合教育セン ター教育相談 センター | 1-(1)-③ | 24時間電話相談 | 子ども自身の悩みや、保護者の子 育てに関する悩み、教職員の子ど もとのかかわりに関する悩み等に ついて、来所面接相談や電話相 談によって対応している。不登校 やいじめに関する相談が主である が、その他さまざまな子どもに関す る相談に応じている。 | 年々増加する相談件数に対し、時 間や場所の工夫により早期に相談 ができるよう努める。また、学校 や関係機関との連携を図り、早期 解決に努める。24時間電話相談 については、相談員の確保に努 め、継続して実施する。 | 本年度も継続して24時間電話相談を行い、 年間320件の相談に対応した。電話相談員の 研修は年間4回実施し、その資質向上に努め た。いじめ等の相談については、関係部署と 連携をし、問題解決に向けて具体的な行動 をとってきた。 | 電話相談を24時間いつでもできることは、市民にとって 便利であるとともに安心感がある。特に、緊急を要する 事件・事故が発生した場合に効果が大きい。しかし、24 時間体制で電話を受けることは、相談員の負担が大き いため、人材の確保が課題となる。 | B | |
| 教育委員会 総合教育セン ター教育相談 センター | 1-(1)-③ | 教育相談事業 | 子ども自身の悩みや、保護者の子 育てに関する悩み、教職員の子ど もとのかかわりに関する悩み等に ついて、来所面接相談や電話相 談によって対応している。不登校 やいじめに関する相談が主である が、その他さまざまな子どもに関す る相談に応じている。 | 年々増加する相談件数に対し、時 間や場所の工夫により早期に相談 ができるよう努める。また、学校 や関係機関との連携を図り、早期 解決に努める。24時間電話相談 については、相談員の確保に努 め、継続して実施する。 | 不登校家庭訪問相談28件、電話相談1,009 件、来所相談391件の相談件数があり、各種 相談の特徴を生かした事業展開を図った。 子どもの状態に合わせて相談ができるよう に、環境整備に努めた。また各相談にかかわ る相談員の資質向上のため講師を招いて定期 的に研修会を実施した。 | 相談の内容や子どもの状態に応じて、電話相談、不登 校家庭訪問相談、来所面接相談、適応指導教室等さ まざまな教育相談を実施してきた。これらの相談事業が有 機的に結びつき、効果的な支援が図れるように連携を とってきた。その結果、不登校の子どものが学校復帰、 社会復帰を果たすなどの成果が表れた。多様化する ニーズに迅速に対応するため教育相談事業の一層の 整備を図る。 | B | |

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策－事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|-------------------------------|---------|------------------|---|---|--|--|---------|---------------------|
| 教育委員会 総合教育センター 教育相談センター | 1-(1)-③ | スクールカウンセラーの配置・活用 | 各学校において、カウンセラーより専門的知識・経験を生かしながら、教職員とは異なる側面からさまざまな教育相談の具体的ケースに携わる。同時に学校での教育相談体制を充実・拡充するために、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、児童生徒・保護者への多面的な相談体制をめざす。 | 川崎市立中学校への配置を継続的に行う。各学校での広報活動をとおして活動内容を紹介し、さらに活用されるように努める。特に学校巡回カウンセラーについては、増員を図るとともに相談申し込み手順等を再度確認し、スムーズな対応ができるようにする。緊急対応については対応システムを構築し、そのつど迅速に対応できるようにする。 | 川崎市立中学校51校へ全校配置を継続的に行い、校内の相談体制の充実を図ってきた。年間で延べ21,958人の相談にあたった。学校巡回カウンセラーについては、7名体制に増員することによって、川崎市立の全高等学校5校へ定期的に訪問相談ができるようになった。小学校等への派遣を含め年間で延べ924人の相談に対応した。また、緊急の事件・事故に対しても即応できる体制ができつづり、より子どもたちへの心のケアができるようになってきた。 | 平成17年度より市立中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、校内の相談体制の充実を図ってきた。学校巡回カウンセラーについては、平成19年度より教育相談センターに2名を配置し、小学校、高等学校に派遣してきた。その後、平成20年度に2名、平成21年度に3名増員し、7名体制で実施している。日常的な教育相談だけでなく、緊急の事件・事故にも対応してきた。今後も教職員や関係諸機関との連携を深め、効果的な教育相談を実施できるようにする。 | B | 1-(5)-② 3-(18)-⑤ |

〔具体的な取組〕

④子ども自身が気軽に相談できるよう子ども相談窓口の充実に努めます。

| | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|-----------|---|---|---|--|---|-------------------------------|
| こども本部 こども家庭センター 児童相談所 | 1-(1)-④ | 児童相談所相談事業 | ケースワーカーや担当児童心理司などが研修などでスキルアップを図り、児童の気持を尊重し、児童が解決の主体となるプロセスを尊重した相談援助をする。 | 臨床心理士研修、精神科医師相談、子どもの虹研修などへの参加を継続実施することにより、一層の事業の充実に努める。 | 臨床心理士研修 每月1回に参加することによってスキルアップを図り、精神科医師相談を毎月2回実施しスーパーバイズを受けることによって、相談事業のより一層の充実に努めた。 | 各種研修への参加やスーパーバイズを受けることにより、区役所との連携に活かすことができた。 | B | 1-(4)-③ |
| 区役所 こども支援室 | 1-(1)-④ | こども相談事業 | 平成20年度にこども支援室を設置し、「こども相談窓口」を開設し、0歳からおむね18歳の子ども・子育てに関する相談を受け付け、関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。 | 「こども相談窓口」を開設し、0歳からおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け付け、関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。 | こども相談窓口のPRに努め、0歳からおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連携調整を行いながら相談を実施した。 | 平成20年にこども支援室となり、全区に「こども相談窓口」が設置された中で、児童相談所や学校等関係機関・関係団体との連携調整を行なながら、的確に相談業務を実施することができた。今後、さらに相談窓口を充実させていくために、日常的な相談スキルの向上を図っていくことが重要である。また、子ども自身が相談できるための工夫を行っていくことが必要である。 | B | 1-(3)-⑥ 1-(4)-⑦ 1-(6)-① |

〔具体的な取組〕

⑤思春期保健相談を充実します。

| | | | | | | | | |
|-----------------|---------|---------|---|-----------|--|---|---|--|
| こども本部 こども家庭課 | 1-(1)-⑤ | 思春期保健相談 | 思春期の男女及びその保護者を対象に思春期特有のこころやからだ、性に関することや性感染症等に対し個別相談や集団指導による健康教育を行うとともに知識の普及・啓発を図る。各区保健福祉センター及びこども家庭センターで実施する。 | 継続して実施する。 | 保健福祉センターと学校保健とで、連携して集団指導による健康教育を実施した。保健福祉センターで、面接や電話による個別相談を随時実施した。また、こども家庭センターでは、土曜日に電話相談を実施した。 | 成果:学校と連携して集団指導による健康教育を行うことができ、知識の普及啓発につながった。 課題:こども家庭センターで実施している電話相談だが、インターネット等情報網の発達に伴い、年々相談数が減っている。広報の方法を含め、検討が必要。 | B | |
|-----------------|---------|---------|---|-----------|--|---|---|--|

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|---|---------|--------------------|---|---|---|---|---------|---------|
| 【推進施策 2】 | | | | | | | | |
| 子どもの救済にあたっては、子どもの最善の利益の確保の原則に基づき、適正な処遇に努めます。 児童相談所の一時保護所をはじめとした、子どもの権利擁護のための施設整備を進めます。 | | | | | | | | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ①人権オブズパーソンの機能等を充実し、子どもの最善の利益の確保に努めます。 | | | | | | | | |
| 市民オンブズマン事務局 人権オブズパーソン担当 | 1-(2)-① | 人権オブズパーソンの機能の研究 | 権利を侵害された子どもが、安心してありのままに話ができエンパワーメントして解決の主体となりうるよう、子どもが相談しやすい相談体制を整備し、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努める。また、各区こども支援室、学校、民間団体等の関係機関・団体と適切な連携を図りながら子どもの権利の救済活動を推進する。 | 人権オブズパーソン機能の充実に努めて、子どもの権利の救済活動を推進する。 | * 相談件数(平成23年3月末)181件 * 相談内容(いじめ55件、学校等不適切対応23件、虐待12件、他91件) 子どもの権利委員会・CAP活動見学(7月)・新任校長研修(7月)・要保護児童対策地域協議会(7月)、法務局理事会(6月)・全国自治体シンポ(10月)、こどもフェスタ等を通じて、相談・救済機能を高めるよう連携を図った。 | 子どもが相談しやすい相談体制を整備し、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めた。各区のこども支援室、学校、民間団体等と連携を行い、適切な子どもの権利の救済の推進を図る。 | B | 1-(7)-③ |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ②北部地域における児童相談所の開設準備を進めます。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども福祉課 | 1-(2)-② | 北部地域における児童相談所の開設準備 | 児童に関する相談が複雑・多様化している中で、必要に応じて支援を行う高度専門的な相談・支援機能を向上させる必要がある。また、要保護児童が施設等で健全な成長ができるよう、処遇の向上及び処遇の場の拡充を図る必要がある。 | 北部地域における児童相談所の開設準備 | 北部児童相談所の建設工事を行うとともに、開設に向けた準備作業を行った。 | 増加する児童虐待の相談・通告件数への対応及び多様化・複雑化する相談内容への対応を目的として、児童相談所の再編整備を行い、幸区鹿島田のこども家庭センターの整備及び多摩区生田の北部児童相談所の整備を行った。 | B | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ③児童養護施設の整備に向けた取組を推進し、児童ファミリーグループホーム及び里親制度の拡充を図ります。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども福祉課 | 1-(2)-③ | 要保護児童施設の整備 | 児童に関する相談が複雑・多様化している中で、必要に応じて支援を行う高度専門的な相談・支援機能を向上させる必要がある。また、要保護児童が施設等で健全な成長ができるよう、処遇の向上及び処遇の場の拡充を図る必要がある。 | ・中央児童相談所・一時保護所の再編・整備 →年齢・男女・抱える問題内容別の児童が、不定期に入退所する中で、一人ひとりの状況に合わせた対応をし、気持ちや意見を受け止める。また、施設整備、環境整備をさらに図る。 ・北部地域における児童相談所の開設準備 | ・「要保護児童施設の整備に向けた基本方針」に基づき、児童養護施設整備の候補地調整を行った。 ・民設民営による北部地域における乳児院整備を行った。 | ・「要保護児童施設の整備に向けた基本方針」を策定し、施設整備に向けた基本的な考え方示した。 ・民設民営による北部地域における乳児院の整備を行った。 | B | |

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|---|---------|-----------------------|--|--|---|---|---------|----|
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ④児童相談所・一時保護所において、男女別処遇事案別の対応ができるよう居室環境の整備を図ります。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども福祉課 | 1-(2)-④ | 児童相談所の整備事業 | 児童に関する相談が複雑、多様化している中で、必要に応じて支援を行う高度専門的な相談・支援機能を向上させる必要がある。また、要保護児童が施設等で健全な成長ができるよう、処遇の向上及び処遇の場の拡充を図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・中央児童相談所・一時保護所の再編・整備 ⇒年齢・男女・抱える問題内容別の児童が、不定期に入退所する中で、一人ひとりの状況に合わせた対応をし、気持ちや意見を受け止める。また、施設整備、環境整備をさらに図る。 ・北部地域における児童相談所の開設準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・高度専門的な機能を有する新たな中央児童相談所と一時保護所の一体的整備として幸区鹿島田に設置するこども家庭センターの建設工事を行うとともに、開設に向けた準備作業を行った。 ・北部児童相談所の建設工事を行うとともに、開設に向けた準備作業を行った。 | 增加する児童虐待の相談・通告件数への対応及び多様化・複雑化する相談内容への対応を目的として、児童相談所の再編整備を行い、幸区鹿島田のこども家庭センターの整備及び多摩区生田の北部児童相談所の整備を行った。 | B | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ⑤学校における子どもの処遇に関し、適正手続きを確保します。 | | | | | | | | |
| 教育委員会 指導課 | 1-(2)-⑤ | 学校における子どもの処遇に関する適正手続き | 学校において、退学や停学、家庭謹慎、出席停止などの処分が決められるときには、子ども本人から、事情や意見を聞くなど弁明の機会を設け、本人や保護者はもちろん、誰からも納得されるよう配慮する。 | 退学や停学、家庭謹慎、出席停止などの処分、特別指導に対する指導基準や内容について、市立高等学校のすべての生徒、保護者に事前に周知すると共に本人からの事情や意見を聞くなど弁明の機会を設け、生徒の人権に十分配慮して対応する。 | 市立高等学校生徒指導研究会を開催し、各校の生徒指導主任による生徒指導の情報交換を行うとともに、特別指導の際の指導基準について生徒の学習権を保障する態勢づくりの共通理解を図った。また、特別指導が実施された場合には、生徒本人と保護者から、事実の確認をするとともに生徒一人ひとりの諸事情について十分な確認をするよう指導・助言を行った。 | 成果: 市立高等学校生徒指導研究会を年2回実施し、5校10課程の生徒指導主任が参加した。 課題: 今後も生徒指導研究会を継続して開催し、社会状況により変化する、これまで無かった問題行動についても適性な処遇が行われるよう協議、検討を行う。 | B | |

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|--|---------|------------------|--|--|--|--|---------|----|
| 【推進施策 3】 | | | | | | | | |
| 障害のある子ども、多様な文化的背景を持つ子ども、不登校の子ども等、個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談を実施し、救済体制整備に向けた取組を進めます。DV被害者の子どもに関する実態の把握に努めます。 | | | | | | | | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ①発達障害を含む障害児の専門的な相談支援を行う中核としての4ヶ所目の地域療育センターを開設し、障害のある子どもに関する相談体制を整備します。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども家庭セ ンター地域療 育センター | 1-(3)-① | 地域療育センターにおける相談事業 | <p>市内3か所の地域療育センターの外來療育及び診療部門で、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの状況に応じて、心理職・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師・ケースワーカー・保育士等の専門職により、相談・訓練・個別指導・グループ療育等を行う。 ●診療所の専門医(非常勤)による各科(整形外科・リハビリテーション科・児童精神科・小児神経科・耳鼻科・内科)の診察・診断を行う。 ●重症児等の家庭訪問や、幼稚園・保育園・学校等の個別支援、講演会、情報提供、制度利用に関する相談等を行う。 | <p>ニーズに応じて左記の事業を継続実施するとともに、地域療育センターの専門性を地域支援に生かしてゆく支援のあり方について検討する。</p> | <p>相談児童数 新規相談児童数：(1,112人) 相談児総数：(4,748人) 専門医の診察：(4,638人) 巡回相談指導件数：(2,248件)</p> <p>市内4か所となる西部地域療育センターが開設されたことにより、専門医の診察や巡回相談件数も増加した。また、市内では初めての民設民営のセンターということで、既存の公営施設にとってもいい刺激となり、運営を考える契機となった。</p> <p>中部地域療育センターでは、平成23年度の民営化に向け、指定管理者への運営引継ぎを行った。当初は利用者から不安の声も聞かれたが、1年間かけて、丁寧に引継ぎを行ったため、スムーズに移行ができた。</p> <p>地域の関係機関から発達障害関係の相談が増加しており、各センターで機関連携に力を入れ、施設支援件数も増加している。</p> | <p>成果：ニーズの増加に十分対応することはできなかったが、厳しい状況の中で工夫をしながら、可能な限り必要なサービス提供を行った。3年目の平成22年度には西部地域療育センターを設置し、4か所の支援体制となつたため、飽和状態になっていた支援体制がある程度改善され、サービスの充実が図れた。</p> <p>課題：南部地区の支援状況改善を図るため、平成26年度に予定されている南部地域療育センターの移設民営化に向け計画を着実に推進する必要がある。継続して安定的な支援ができるよう、平成24年4月施行の児童福祉法の改正等に伴う制度改変に的確に対応することが求められる。</p> | B | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ②発達障害者支援センターを開設し専門相談やネットワークの構築を図ります。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども福祉課 | 1-(3)-② | 発達障害者支援センター事業 | 自閉症や学習障害、注意欠陥多動性障害等、知的障害や精神障害を対象とした既存の機関で対応できない発達障害児者及びその家族、発達障害児者を支援する関係職員のための専門相談や関係機関とのネットワークを構築する施設を設置する。 | 継続実施 | <p>発達障害者支援センターの運営：延べ相談件数4,528件 発達相談支援コーディネーター養成研修の開催：全6回／78人修了 特別支援連携協議会の開催</p> | <p>発達障害者支援センターの運営 ⇒相談支援実績は当初の見込を超えており、増え続けるニーズに対応する全市的な相談体制の拡充が望まれる。</p> <p>発達相談支援コーディネーター養成研修の開催 ⇒当初計画どおり3か年計画を完了。</p> <p>受講ニーズが高いため、次年度も継続する。</p> <p>特別支援連携協議会の開催 ⇒引き続き連携強化に向けた検討を行う。</p> | B | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ③こころの健康に起因する諸問題について思春期外来診療を実施します。 | | | | | | | | |
| 病院局 川崎病院(精 神科) | 1-(3)-③ | 思春期外来診療 | 精神科で、主として18歳未満の子どもを対象として、こころの健康に起因する諸問題について面接相談等を実施している。 | 事業継続実施 | 外来診療にて実施。 | 外来診療にて児童相談所などの連携のもと諸問題の解決に役立てることができた。平成22年度専門外来枠は中止したが、こども家庭センターなどに協力する形で今後も諸問題について協力したいと考える。 | B | |

(注)達成度=A:計画を上回って実施 B:ほぼ計画に沿って実施 C:計画を変更 D:計画を下回った E:その他(廃止等)

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|----------------------------------|---------|--------------------|---|--|---|---|---------|----------------------|
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ④発達障害等の子どもを対象として、精神衛生外来診療を実施します。 | | | | | | | | |
| 病院局 川崎病院(小児科) | 1-(3)-④ | 精神衛生外来診療 | 発達障害、自閉症、不登校などの心身症症状を呈する子どもに対し、カウンセリングを行い症状の緩和をめざす。 | 事業継続実施 | 外来診療にて実施。慶應義塾大学医学部小児科学教室精神保健班の医師により、毎週水曜日午後に診療が行われた。延べ310人の患者が受診した。 | 成果: 心身症症状を呈する子どもたちに対し、カウンセリングを行い、そのうちの何人かに症状の緩和が見られた。 課題: 毎回、担当医師が時間を延長して診療しなければならない状況であった。需要は多く、それに応えられる医療サービスを提供することは困難であった。診療枠の増加が必要であるが、場所や人材の確保のことを考えると、現状ではほぼ実現不可能である。 | B | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ⑤学校における心の健康相談を支援します。 | | | | | | | | |
| 教育委員会 健康教育課 | 1-(3)-⑤ | 心の健康相談活動 支援事業 | ①心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の電話・面接相談を実施する。 ②心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じて精神科医等を派遣し、面接相談を実施する。 ③相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行い、心の健康問題への啓発活動を実施する | 学校における養護教諭等が行う児童生徒の心の健康相談活動を支援する。 | 精神科医等による予約制の電話・面接相談29件 精神科医等を学校に派遣し、面接相談17校 事例検討会 1回、シンポジウム 1回 | 成果: 学校から、軽度発達障害がある児童生徒の理解や対応についての相談を受けて、精神科医が学校での指導方法等の助言を行うことで改善を図ることができた。また、事例検討会やシンポジウムの開催により学校長・教職員等への心の健康問題の理解についての啓発活動を行った。 課題: 児童生徒の心の健康問題への対応については保護者との連携が必要不可欠であり、今後は保護者に対しての啓発活動を充実させる必要がある。 | B | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ⑥多様な文化的背景を持つ子どもへの支援を充実します。 | | | | | | | | |
| 教育委員会 総合教育センターカリキュラムセンター | 1-(3)-⑥ | 日本語指導等協力 者の派遣事業 | 日本語指導の必要な外国人児童生徒に週2回8~9か月にわたり日本語指導等協力者を派遣する。 | 日本語指導を必要とする外国人児童生徒の増加に伴い、日本語指導等協力者の派遣による児童生徒の指導の充実や保護者の相談にも適切に対応できるよう体制の整備を図る。 | 日本語指導が必要な児童生徒のために、初期の日本語指導習得及び学校生活の適応などの支援をするためにそれぞれの学校に週2回、1回2時間の指導を64回(約8か月~1年)実施している。平成21年度からの継続指導児童生徒も含め215名(うち平成21年度新規指導児童生徒は119名)に対して日本語指導等協力者を派遣した。また、総合教育センターを中心に各区教育担当と連携をして、各区でも平成21年9月より、小学校低学年では教育相談が受けられるようになった。 | 成果: 日本の生活習慣になじむのに苦労したり、日本語指導が必要となったりするケースがある。これらの児童生徒の指導に日本語指導等協力者派遣事業や市内日本語教室担当者会などが大きな役割を果たしている。平成22年度より中学3年生を対象に学習言語や高校受験にむけて中学校10校に学習支援員を派遣し学力の向上につながった。 課題: 長期間保護者と離れて母国で過ごし、急に来日することになるケースや保護者の留学や研修の都合で来日したケースなどさまざまなケースがある。それらにさらに柔軟に対応することが必要である。 | B | 2-(11)-③ 4-(20)-① |

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|------------------------------------|---------|----------------|--|--|---|--|---------|----------|
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ⑦川崎市適応指導教室(ゆうゆう広場)を充実します。 | | | | | | | | |
| 教育委員会 総合教育センター教育相談センター | 1-(3)-⑦ | 適応指導教室(ゆうゆう広場) | 市内3か所に設置されている適応指導教室(ゆうゆう広場)において、通級する子どもたちのニーズに応じた活動を開催するために、毎月担当者が集まり、情報交換と研修を行うなど、活動内容に子どもたちの声が反映され、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある不登校児童生徒の支援を行うため、ゆうゆう広場の増設を図る。 ・不登校児童生徒にとって安心できる居場所として機能するように、定期的にセンター専門員等を講師に迎え研修を行う。 ・不登校児童生徒の自立を図るために、今後も継続的に学校や、保護者との連携を図る。特に、ゆうゆう広場についての理解を深めてもらい不登校児童生徒に対し支援の手が届くように、学校等での積極的な啓蒙活動にあたる。 | <p>今年度も昨年度に引き続き、通級を希望する不登校児童生徒の増加に対応するため、新たにゆうゆう広場を開設した。市内5か所で不登校児童生徒の居場所、学校復帰の支援場所として活動してきた。また、保護者や学校との連絡会も定期的に実施してスムーズな連携を図った。相談員の専門性を高めるため、定期的に(月1回)研修会を実施し、子ども理解に努めた。</p> | <p>平成21年度にゆうゆう広場みゆき、平成22年度にゆうゆう広場なかまらを開設し、通級希望者増に対応してきた。ゆうゆう広場を増設することによって、不登校の子どもたちが地理的にも通いやすい環境の整備が図られた。今後もゆうゆう広場の拡充を行い、全市的な整備が必要である。また、教育相談員の質的向上を図るために、継続して研修会を開き、不登校の子どもたちへ効果的な支援を図っていく。</p> | B | 3-(16)-① |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ⑧不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンドの充実を図ります。 | | | | | | | | |
| 教育委員会 総合教育センター教育相談センター | 1-(3)-⑧ | 教育相談員・メンタルフレンド | 川崎市適応指導教室(ゆうゆう広場)では、教育相談員以外にボランティアとして、主に心理学を学ぶ大学生や、大学院生をメンタルフレンドに採用し、通級する子どもたちの相談、活動相手になってもらっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・現行のメンタルフレンドの制度をより充実させるために、メンタルフレンドの拡充を検討する。 ・メンタルフレンドの研修の場を設定し、より質の高い相談活動ができるようにする。 | <p>今年度も、近隣の大学及び各種研修会の講師をしていただいている大学に募集案内を送付した結果、13名のメンタルフレンドを確保することができた。子どもたちにとって、メンタルフレンドは、児童生徒との距離が近く、教育相談員とは違った形で関わることができ、大きな役割を果たしてきた。また、日々教育相談員とともに居場所づくりについて研修を積んできた。</p> | <p>適応指導教室(ゆうゆう広場)に通級する児童生徒にとって教育相談員とメンタルフレンドは大きな援助資源である。多くの子どもたちは自尊感情が低く、友人を作ることが苦手である。ゆうゆう広場で教育相談員やメンタルフレンドと関わることによって、自分に自信を持ち、友人を作るきっかけとなる場合が多い。今後も、効果的な子ども支援ができるように、感性豊かなメンタルフレンドの確保が課題である。</p> | B | 3-(16)-② |

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|--|---------|------------------|---|---------------------------------------|--|---|---------|---------|
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ⑨川崎市DV被害者支援基本計画の策定においてDV被害者の子どもの実態を把握します。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども福祉課 | 1-(3)-⑨ | 川崎市DV被害者支援基本計画 | DV防止法の改正に伴い、川崎市DV被害者支援基本計画を平成21年度中に策定する。 川崎市DV被害者支援基本計画に基づき、DV施策の積極的な推進を図っていく。 (平成21年度までは、市民・こども局人権・男女共同参画室の所管) | 川崎市DV被害者支援基本計画に基づき、DV施策の積極的な推進を図っていく。 | ●医師会、弁護士会、法務局等の代表と県、市の関係機関の代表等で構成される川崎市DV被害者支援対策推進会議を3回開催し、計画について周知徹底を図り共通認識を深めるとともに、緊密かつ円滑な連携を図った。 ●実務者・担当者に向けた計画の周知及び危機管理等の専門性の高い研修を2回実施し、被害者支援に関する情報提供を図り、より一層効果的な相談支援・保護支援の推進に努めた。また、児童相談所職員研修、保護課係長研修等、被害者支援を担う関係者に対するさまざまな研修の機会を活用して情報提供を行った。 ●DV被害者を支援する団体からの要望書を受理するとともに、シェルターとの連絡を密にして、支援の充実を図った。 ●男女共同参画センター(すくらむ21)での女性総合相談の充実を推進した。 ●パーフルリボンプロジェクトの推進、11月の「女性への暴力をなくす」月間での広報啓発、DV被害者支援のための物資等の寄付の募集などを行った。 | ●3年間の成果 ①平成22年3月にDV被害者とその子どもの安全と安心に配慮した総合的なDV施策を積極的に推進し、DVを許さない社会の実現をめざす「川崎市DV被害者支援基本計画」を策定した。②平成22年度は、この計画に基づき、DV施策の積極的な推進を図り、左記のような取組を行った。 ●今後の課題 ①DV被害者の子どもへのケア体制の徹底を図っていくため、区福祉事務所と児童相談所は連携を一層強化していく必要がある。また、被害者と子どもの安全を確保し、自立を促進するためには、就学や保育は重要で、関係機関が十分な連携をとて組織的な対応を図っていくことが求められる。②DV被害の相談件数は年々増加、多様化しており、被害者が安心して適切な相談が受けられるようにするために、被害者のさまざまな状況に応じた安全な相談体制の維持と強化、また、被害者への相談窓口の一層の周知等、相談事業の一層の充実を図る必要がある。特に、情報管理・危機管理について、定期的・継続的な研修を実施し、被害者の安全について共通の認識を持って業務を遂行することが重要である。③DVをなくし、暴力防止への理解を広く市民に促すため、普及啓発を一層推進する必要がある。また、家庭や地域社会、学校教育、幼児教育などの場で、命の大切さや人の思いや心を養う教育を行い、お互いを尊重し、DVを許さない社会づくりを進めしていくことが重要である。 | B | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ⑩児童養護施設に入所する子どもに対して子どもの権利ノートの趣旨の周知に努めます。また、施設管理者に対して、子どもの権利ノートを活用するよう働きかけます。さらに、里親家庭用の子どもの権利ノートの作成に向けて努力します。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども福祉課 | 1-(3)-⑩ | 子どもの権利ノート活用 | 児童養護施設等の児童福祉施設入所措置児童に「子どもの権利ノート」を配布し、入所児童の権利擁護を図る。3県市協調事業。 | 新規入所児童に権利ノート及び相談等を封書で郵送するための封筒を配布する。 | 新規入所児童に権利ノート及び相談等を封書で郵送するための封筒を配布した。 | 成果: 児童養護施設等の児童福祉施設入所措置児童に対しては権利ノート及び封筒が配布され、子どもの権利擁護が図られた。 | B | 4-(3)-⑩ |
| こども本部 こども福祉課 | 1-(3)-⑩ | 里親家庭用「子どもの権利ノート」 | 四県市(神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市)合同で、里親家庭で養育される児童向けに「子どもの権利ノート」を作成・配布し、委託児童の権利擁護を図る。 | 検討結果によって作成・配布する。 | 「子どもの権利ノート」について、現在検討中である。 | 課題: 里親委託されている児童にも今後配布していくよう、5県市、里親会等と調整、検討を行っていく。 | D | |

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|--|---------|------------|--|---|---|--|---------|-------------------------------|
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ⑪区役所における相談において、個別の支援を必要とする子どもに関わる取組を充実します。 | | | | | | | | |
| 区役所 こども支援室 | 1-(3)-⑪ | こども相談事業 | 平成20年度にこども支援室を設置し、「こども相談窓口」を開設し、0歳からおむね18歳の子ども・子育てに関する相談を受け付け、区役所保健福祉センターや児童相談所、学校等子どもに関する支援関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。 | 「こども相談窓口」を開設し、0歳からおむね18歳の子ども・子育てに関する相談を受け付け、関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。 | こども相談窓口のPRに努め、0歳からおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連携調整を行いながら相談を実施した。 | 平成20年にこども支援室となり、全区に「こども相談窓口」が設置された中で、児童相談所や学校等関係機関・関係団体との連携調整を行いつながら、的確に相談業務を実施することができた。今後、さらに相談窓口を充実させていくために、日常的な相談スキルの向上を図っていくことが重要である。また、子ども自身が相談できるための工夫を行っていくことが必要である。 | B | 1-(1)-④ 1-(4)-③ 1-(6)-② |
| 中原区役所 保健福祉 サービス課・ こども支援室 | 1-(3)-⑪ | 子どもの発達支援事業 | 子どもの発達課題に対して市民活動団体や関係機関で構成する「子どもの発達支援検討会」を設置し、子どもの発達に課題をもつ親子の実状の共有化を図り、課題解決のための援助について検討を行う。また、その具体的な援助方法のひとつとして、発達の課題のある子どもを持つ保護者に対して、子どもの発達課題の理解を深めるために情報提供を行い、子どもへの対応スキルの向上をめざすと共に、保護者相互の力を活用できるよう支援を行う。 | 継続実施 検討会の中で、より有効な事業についての検討をしていく。 | NPO法人と協働して子どもの発達支援に関する講演会及び保護者ミーティング、子育てセミナーを実施した。新たに、就園児保護者を対象にした新たな保護者ミーティングも開催した。(各ミーティングの参加延数は502人)また、区内の関係機関や受託事業者としてNPO法人の参加により、年4回の検討会を実施し、事業についての検討や、情報交換を実施した。 | 平成21年度から、2つのNPO法人に委託を行い、未就園児、就園児、就学直前、学齢児の保護者を対象とした連続性のある保護者間での課題共有や、専門家が参加してのグループワークの場が整備された。また、検討会を設けたことで、区民ニーズを踏まえた事業の展開と関係機関の連携の強化が図れた。 | B | |
| 多摩区役所 保健福祉 サービス課 | 1-(3)-⑪ | 幼児の発達支援事業 | 「言葉が遅い」「多動」など養育に困難さ、心配のある親子を対象に、子どもへの対応方法の体験や親同士の交流により、育児不安の軽減と発達支援を行う。健診後のフォローを軸に発達に関する早期の相談、育児困難感を抱える母親に対する支援体制を充実させる。 | 継続実施 | 1歳半～2歳児、3歳～3歳半を対象に保健福祉センターにおいて、親子遊びの会をそれぞれ月1回開催し、保育士、体育指導員、心理職、言語聴覚士、保健師等のもと、課題遊び・自由遊びを実施しながら専門職のアドバイスや全スタッフによる個別相談・親同士の交流を図った。また、発達の個人差が大きく現れる3歳児健診では、年12回心理職による発達の見極めや相談を行った。 1歳半～2歳児対象「ブーさんキッズ」参加児(延)418人 3歳～3歳半児対象「たま遊びの会」参加児(延)349人 3歳児健康診査心理相談118件 | 成果：成長発達に不安を持つ母子が、子どもの変化や子どもに合った対応の仕方に気づき、親同士交流する中で子育ての楽しさを見つけることができた。より専門性の高い継続支援が必要な場合は専門機関につなぐことができた。 課題：一人ひとりを大切にした支援を実施するために定員制をとっているが、参加希望者が多く対応に苦慮している。必要な人が必要な時に利用できるようにプログラムの工夫を行う。 | B | |

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策－事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|----------------|---------|----------------------|--|---------------|--|---|---------|----|
| 麻生区役所 地域振興課 | 1-(3)-② | 外国籍や外国につながる子どもへの学習支援 | 外国人の定住化が進む中で、日本語が分からぬために学校での学習内容が理解できない子どもたちが増えている。平成18年度に市民企画提案を受け、平成19年度から教育委員会等関係機関・市民ボランティアと連携して、学習支援体制の構築を検討中である。平成20年度から活動の開始をめざす。 | 継続実施 | ・小学校7校、9人児童、中学校2校、3人生徒の支援 ・ボランティア研修の実施 ・各種広報、チラシ等の配布 ・夏休み勉強会(2日)を開催 | 成果: 支援を実施し、学力を上げたり、高校進学につなげたりすることができた。その結果、学校関係者が活動を評価し、団体が広く認知されるようになった。 課題: 今後もニーズを探りながら、効果的な事業になるように検討していく。 | B | |

【推進施策 4】

子どもへの権利侵害を防止し、被害を回避するために、子どもの権利についての社会的な認識を高めるような広報・啓発に努めるとともに、子育て中の親等が安心して相談できるよう体制を一層充実させます。

〔具体的な取組〕

①子どもの権利に関する認識を深めるため、親、教職員をはじめとしたおとなを対象とした学習機会の提供、情報提供、研修等を充実します。

| | | | | | | | | |
|---------------------------|---------|--------------------------|---|---|---|---|---|--|
| 市民・こども局 人権・男女共同参画室 | 1-(4)-① | 子どもの権利に関する条例パンフレットの作成・配付 | 子ども自身が「子どもの権利」についての意識を高め、理解を深められるよう、条例理解のためのパンフレットを市内の幼・小・中・高の児童・生徒に配付する。 | 条例理解のためのパンフレットを市内の幼・小・中・高の児童・生徒に配付する。 | 11月の子どもの権利週間での活用のため、市内の幼稚園・小学校(4年生)・中学校(2年生)・高校(1年生)・養護学校・聾学校・民族学校の児童・生徒に10月下旬に配付した。また、主に子どもが利用する施設への配付も行った。 | 市民館や図書館など、学校配付以外でもパンフレットを目にする機会ができた。しかしながら、依然として条例の認知度は低く、ただ配付しただけで終わらないような活用方法の検討が課題である。 | B | 2-(13)-③ 4-(21)-④ 4-(21)-⑤ |
| こども本部 こども家庭センターこども支援担当 | 1-(4)-① | 児童相談所の専門性の強化 | ケースワーカーや担当児童心理司などが、児童の気持を尊重し、児童が解決の主体となるよう解決のプロセスを尊重した相談援助をする。 | 児童相談所職員の研修の実施、専門職の配置等により、職員の専門性を高める。 | 児童相談所の専門性を確保するために、社会福祉職等の専門職を配置し、児童相談所職員を対象とした専門研修を実施したほか、児童相談所長等の内部講師による実務等にかかる各種研修を実施している。 | 児童相談所職員を対象とした外部講師による各種専門研修を実施したほか、児童相談所職員の内部講師による実務研修等により専門性の強化を図った。 | B | 2-(13)-③ 4-(21)-④ |
| こども本部 こども家庭センターこども支援担当 | 1-(4)-① | 相談機関等に関わる職員研修 | 相談機関等に関わる職員が、児童の意見表明を支える力量を高めるための研修体制を整える。 | 新人研修、法的対応研修、専門職研修等では、弁護士・精神科医師・大学教授等による専門的知識の講義及びケーススタディの機会を利用して、相談対応、各種診断能力を高める。また、外部への派遣研修にも積極的に参加する。 | 新人研修6回、弁護士研修・相談32回、専門職研修等7回(講師は精神科医師、児童福祉施設長等)、派遣研修10回 | 児童相談所新人研修のほか、法的対応研修、専門職研修等の実施により、各種相談への対応や診断能力を高め、専門性の向上に努めた。また、派遣研修も積極的に活用し、専門性向上の機会の積極的活用がなされた。 | B | 1-(4)-③ 2-(13)-③ 4-(21)-③ |
| こども本部 こども家庭課 | 1-(4)-① | 母子保健指導事業 | 妊娠の届出から母子健康手帳の交付、母子管理票の作成、両親学級の開催など、妊娠中を母子どもに健康に過ごし、安心して出産・子育てができるようにする。父親の参加・子どもの権利についての啓発機会とする。 | 継続して実施。保健指導・相談機能の充実を図る。母子健康手帳交付・母子管理票作成業務・両親学級等の状況について担当部署との情報交換を図り、改善すべき点があれば検討していく。 | こども支援室において、母子健康手帳交付時に面接を行い、必要な保健指導と相談支援を実施した。また、安心して出産・子育てができるよう、両親学級への参加を促した。マタニティストラップの配付を継続して行い、妊婦にやさしい環境づくりの啓発を図った。 | 成果: こども支援室の設置で、母子健康手帳交付時の相談機能や必要に応じた保健指導が強化できた。また、両親学級等の事業参加を促したり、母子健康手帳へ子どもの権利について掲載し、父親の参加・子どもの権利についての普及啓発につながった。 課題: こども支援室と担当部署との連携により、さらに充実した内容にする。 | B | 2-(12)-③ 2-(13)-③ 4-(21)-④ 4-(21)-⑤ |

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|-------------------------------|---------|-----------------|--|--|---|--|---------|---|
| こども本部 こども家庭センター こども支援担当 | 1-(4)-① | 児童虐待防止啓発講演会 | 児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、関係機関向け、市民向けの講演会を実施する。 | 児童虐待の発生の予防と社会的認識の向上のため、関係機関向け、市民向けの講演会を実施する。 | ①平成22年11月26日(金)市民向け研修 講師:相州乳幼児家族診療センター長 青木豊氏「アッセイメント～親と子の愛着形成を学ぶ～」 ②平成23年1月19日(水)関係機関向け研修 講師:相州乳幼児家族診療センター長 青木 | 児童虐待の発生予防と社会的認識向上のため、学識経験者や医師等を講師として、関係機関職員や市民向けに講演会を開催し、児童虐待防止に関する啓発を行った。 | B | 1-(4)-① 2-(13)-③ 4-(21)-④ 4-(21)-⑤ |
| 川崎区役所 保健福祉サービス課 | 1-(4)-① | 子育て情報誌の発行 | 平成17年度より開始。4回／年(春夏秋冬号)発行。1回／月、子育て中の親が集まり、子育て等について知りたいこと、聞きたいことを情報交換するとともに、出された情報を「かわら版」として多くの人に情報提供していく。 | 参加メンバーを増やし、より多くの親子が子育ての情報を生かし、育児に役立てることができる。 | 子育て中の母親が集い、子育てにまつわる色々な情報交換や交流をはかる場「子育てのわ」の中で出された話題を、母親たちが編集や原稿作成を行った「子育てかわらばん」を年2回発行。乳幼児健診等で配布。 | 年4回発行していた「かわら版」を、平成22年度より年2回の発行とし、母親同士の話し合いによる達成感の充実とページ数を増やした「かわら版」作成のための時間を多くすることにより、内容のさらなる充実を図ることができた。「子育てのわ」への参加者が増加しないという課題があり、乳幼児健診等でPRし、新たな参加者を募った。 | B | 2-(13)-③ 4-(21)-③ 4-(21)-⑤ |
| 中原区役所 こども支援室 | 1-(4)-① | 子育て情報誌の作成 | 区内に住む乳幼児を持つ家庭を対象とした「このゆびと～まれ！中原区子育て情報ガイドブック」を発行し、ガイドブックと連動したホームページを開設した。 | 継続実施 | 1) 区子育てガイドブック「このゆびと～まれ」の7,000部の発行を行った。 2) 子ネット通信の年6回 各8,000部発行。 3) こども相談窓口案内リーフレット 20,000部 4) 「子育エンジョイinなかはら」の発行 5,000部発行。こんにちは赤ちゃん訪問時と転入者へ配布。 5) タイムリーな子どもの情報を、ホームページの子どもの欄にトピックス掲載した。 | 区民と協働して、子育て中の保護者のニーズに沿った子ネット通信の発行がなされた。また、さまざまな子育て中の情報の存在がわかるための子育てエンジョイinなかはらを赤ちゃん訪問と連動して配布することができた。 | B | 2-(13)-③ 4-(21)-③ |
| 高津区役所 こども支援室 | 1-(4)-① | 子ども・子育て支援情報発信事業 | 地域における子ども・子育て支援の充実・強化を図るために、情報の提供を行っていく。 | 総合的な子育て支援のため、就学前の子育て関連情報の掲載や配布の周知の徹底、情報更新の確実な実施による精度の高い情報提供等、より一層の充実を図っていく。また、市民の視点に立ったより有用な情報提供のため、市民の参加と協働を推進していく。 | 「ホッとこそだて・たかつ」冊子平成22年度版を6月8,000部発行。こども支援室の窓口及び関係機関にて配布。ホームページ・携帯サイトは、毎月情報を更新。今年度からホームページに「ホッとこそだて・たかつ」冊子全ページを掲載。冊子については、平成21年12月～1月に子育て中の方向に向けてアンケートを実施。「冊子の目次構成」や「情報の整理」などアンケート結果や利用者の意見を基に、内容やデザイン・レイアウトなどを、子どもに関わる市民や関係団体等で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」で検討。平成23年度冊子改訂作業を実施。 | 成果: 出生数や子育て中の転入者の増加などにより、発行部数を6,000部から8,000部に増刷した。 地域子育て支援センター・保育園など新たに増設された施設への冊子配布や冊子全ページのホームページ掲載するなどにより、子育て中の家庭へより新しい情報の提供を行った。 冊子の情報を充実、使いやすくするために、内容やレイアウトを検討し、平成23年6月に改訂する。 課題: 冊子については、平成23年6月の改訂後も引き続き残されている検討事項について協議を行う。 | B | 2-(13)-③ 4-(21)-③ |
| 宮前区役所 こども支援室 | 1-(4)-① | 子育て情報発信・提供 | 安心して子育てができるよう、こども支援室の事業のほか、子ども・子育て支援団体・機関等の子ども・子育てに関する情報を区内に提供する。 | 継続実施 | ○広く区民に子どもや子育てに関する情報を提供するために、学年別に子ども情報も含む「宮前こども子育てホームページ」を開設し、情報提供を行った。また、子育て情報誌「とことこ」の改訂に伴い未就学を対象とした「とことこ」ホームページのリニューアルも行い、正確な情報提供に努めた。 ○みやまえ子育てガイド「とことこ」の配布等、子ども・子育て支援団体・機関等の子ども・子育てに関する情報を区民、転入者等へ提供した。 | 成果: 山坂が多く交通の利便性が悪いため、ホームページでの情報提供は地域に関係なく情報を提供することができた。 課題: 子どもや子育て情報は改正などで変更することが多く、常に正確な情報を提供するためには、情報収集などが重要となる。正確な情報を迅速に提供できる仕組みづくりが課題である。 | B | 2-(13)-③ |

(注)達成度=A:計画を上回って実施 B:ほぼ計画に沿って実施 C:計画を変更 D:計画を下回った E:その他(廃止等)

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策－事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|-------------------------------|---------------|------------------------|--|---|--|---|---------|----------------------------------|
| 多摩区役所 こども支援室 | 1-(4)-① | こども総合支援に係る広報情報収集・発信事業 | 各種施策・事業のチラシ・資料を作成して配布したり、ホームページを活用して子育て情報を発信したりして、広く市民に知らせる。 (1) 各種施策・事業のチラシ・資料の印刷・作成を行い、広く市民に知らせる。 | 各種施策・事業のチラシ・資料の作成や配布、ホームページを活用して子育て情報の発信を行う。 (1) 多摩区子育て情報ブック 子ども・子育てに関する支援制度や地域情報等を区民と協働で作成し、配布する。 (2) ホームページでの地域子育て情報発信事業 妊娠・出産～青年期までの子ども・子育て全般についての制度や医療、地域支援情報等を系統的に紹介する「子育てWEB」、地域の催し物情報を提供する「子育てカレンダー」、「多摩区子育て情報」の各サイトを統合・リニューアルし、「多摩区こども・子育てWEB」を立ち上げる。 | 各種施策・事業のチラシ・資料の作成や配布、ホームページを活用して子育て情報の発信を行った。 (1) 多摩区子育て情報ブック 内容を乳幼児期中心から就学前まで拡充し、10ページ増で4,000部作成。母子手帳交付者・乳幼児を持つ転入者、希望者に配布した。 (2) ホームページでの地域子育て情報発信事業 「子育てWEB」を年に3回全体更新及び内容拡充の他、随時催し情報等の更新を行った。「子育てカレンダー」を隔月で年に6回更新した。 (3) 各種施策・事業のチラシ・資料の作成や配布 こども相談やこども支援室紹介のパンフレットを4,000部作成・区内の小・中学校全家庭及び転入者、希望者に配布 | 成果：ブック及びホームページについて、ともに対象が妊娠期～乳幼児期中心であったが、ブックについては就学前後まで、ホームページについてはおおむね18歳まで対象を拡大し、それに伴い提供内容を拡充した。また、ホームページについては、府内各課や区内の関連部署のさまざまな子育て支援情報をテーマごとに再整理・統合し、また子ども本人を対象にした項目も拡充してリニューアルした。 課題：提供内容や個別情報の所管課が多岐に渡るため、組織や事業の変更に伴う更新・メンテナンスを隨時行っていく必要がある。 | A | |
| 教育委員会 企画課 | 1-(4)-① | 教育広報誌「教育だよりかわさき」 | 本市の児童・生徒、保護者、教育関係者、市民を対象に、教育に関する情報を提供するため、「教育だよりかわさき」を発行する。 | 引き続き、川崎市教育委員会の施策の紹介、重要事項の解説等の教育に関する情報を児童・生徒、保護者及び教育関係者等に対してわかりやすく提供するために「教育だよりかわさき」を発行し、配布する。 | 「教育だよりかわさき」を年3回、延べ342,000部発行。 | 平成21年度にデザインを一新したことによって、教育委員会に関する情報をさらにわかりやすく提供することができ、多方面からの好評を得られた。また、イメージキャラクターである「メルるん」は市民の方からの人気を得ている。今後は、予算が限られていく中、広報誌としての質を落とさず、いかに市民の方へ教育委員会に関する情報をわかりやすく提供していくかが課題である。 | B | 2-(10)-④ 2-(13)-③ 4-(21)-③ |
| 教育委員会 生涯学習推進課 | 1-(4)-① | 教育文化会館・市民館事業(家庭教育推進事業) | 子どもの理解や親の役割及び家庭環境、地域課題をめぐる諸問題についての学習機会の提供や啓発のためのイベント等の実施をとおして、子どもたちの健全な成長をめざす。 | 継続実施。(より多くのPTAで取り組めるように市民館、PTAとの連携を深める) | 小・中学校、特別支援学校において、PTA等家庭教育部門を92学級実施した。又、自主グループ家庭教育学級を1学級、子育て支援啓発事業を6事業、子育てサポートースキルアップ講座を1学級実施した。 | 成果：各事業をとおして、家庭・地域の教育力向上を推進してきた。 課題：子どもを取り巻く地域社会の環境は大きく変化し続けており、家庭教育の必要性がますます増していることから、引き続き、さまざまな事業をとおして、子どもの理解を深め、地域との関わりを作る学びの場を提供していく必要がある。 | B | 2-(13)-③ 4-(21)-② |
| 教育委員会 総合教育センター 幼児教育センター | 1-(4)-① 廃止 | 教職員・保護者研修 | 人権及び子どもの権利保障を基本に、教職員の専門性の確立と資質・力量の向上を図り就学前教育を充実させるため、幼児教育関係者を対象に研修を実施する。 子育て中の保護者がわが子の育ちに寄り添いながら関わっていく力を養うために研修を実施する。 | 総合教育センター幼児教育センター廃止に伴い廃止 | 市民・こども局こども本部において実施 地域子育て支援センター担当者及び子育て支援者研修 223人 夜間希望研修 269人 就学にむけた保護者研修 19人 | | E | |

(注)達成度=A:計画を上回って実施 B:ほぼ計画に沿って実施 C:計画を変更 D:計画を下回った E:その他(廃止等)

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|--|---------|---------------|---|--|--|--|---------|---------------------------------|
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ②区役所における子どもに関する相談体制を充実し、親等への支援を強化します。 | | | | | | | | |
| 区役所 こども支援室 | 1-(4)-② | こども相談事業 | 平成20年度にこども支援室を設置し、「こども相談窓口」を開設し、0歳からおおむね18歳の子ども・子育てに関する相談を受け付け、区役所保健福祉センターや児童相談所、学校等子どもに関する支援機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。 | 「こども相談窓口」を開設し、0歳からおおむね18歳の子ども・子育てに関する相談を受け付け、関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。 | こども相談窓口のPRに努め、0歳からおおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け、必要に応じて関係機関等の連携調整を行いながら相談を実施した。 | 平成20年にこども支援室となり、全区に「こども相談窓口」が設置された中で、児童相談所や学校等関係機関・関係団体との連携調整を行なながら、的確に相談業務を実施することができた。今後、さらに相談窓口を充実させていくために、日常的な相談スキルの向上を図っていくことが重要である。また、子ども自身が相談できるための工夫を行っていくことが必要である。 | B | 1-(1)-④ 1-(3)-⑤ 1-(6)-③ |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ③こども家庭センターにおけるスーパーバイザー機能を充実し、区役所との連携を進めます。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども家庭センター 児童相談所 | 1-(4)-③ | 児童相談所相談事業 | ケースワーカーや担当児童心理司などが、スーパーバイズを受けながら、区役所との連携を進め、児童の解決のプロセスを尊重した相談援助をする。 | 臨床心理士研修、精神科医師相談、子どもの虹研修などへの参加を継続実施することにより、区役所との連携を進め、一層の事業の充実に努める。 | 毎月1回の臨床心理士研修・毎月2回の精神科医師相談によるスーパーバイズの他、子どもの虹情報研修センター研修等を受けながら、より一層の区役所との連携強化に努めてきた。 | 各種研修への参加やスーパーバイズを受けることにより、区役所との連携に活かすことができた。 | B | |
| こども本部 こども家庭センター こども支援担当 | 1-(4)-③ | 相談機関等に関わる職員研修 | 相談機関等に関わる職員が、児童の意見表明を支える力量を高めるための研修体制を整える。 | 新人研修、法的対応研修、専門職研修等では、弁護士・精神科医師・大学教授等による専門的知識の講義及びケーススタディの機会を利用して、相談対応、各種診断能力を高める。また、外部への派遣研修にも積極的に参加する。 | 新人研修6回、弁護士研修・相談32回、専門職研修等7回(講師は精神科医師、児童福祉施設長等)、派遣研修10回 | 児童相談所新人研修のほか、法的対応研修、専門職研修等の実施により、各種相談への対応や診断能力を高め、専門性の向上に努めた。また、派遣研修も積極的に活用し、専門性向上の機会の積極的活用がなされた。 | B | 1-(4)-① 2-(13)-③ 4-(21)-③ |
| こども本部 保育課 | 1-(4)-③ | 地域子育て支援センター事業 | 子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 | 育児相談・親子のためのイベントや講座等を地域の実情に応じて実施する。 | 各地域子育て支援センターや保育園の園庭開放等で、地域の親子に対して講座や育児相談等を実施することで、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 | 各地域子育て支援センターや保育園の園庭開放等で、地域の親子に対して講座や育児相談等を実施することで、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 | B | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ④要保護児童対策地域協議会をとおして、子どもの相談・救済体制の整備を進めます。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども家庭センターこども支援担当 | 1-(4)-④ | 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童の適切な保護を図るために、関係機関・関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の早期発見、処遇の向上などを図るため、情報交換や役割分担及び支援計画・研修等の協議を行う。要保護児童対策として、児童相談所・区役所・関係機関とのネットワークづくりを強化していく。 | 市要保護児童対策地域協議会代表者会議(年2回)、各区要保護児童対策地域協議会実務者会議(区ごとの全体会議を年1~2回)、その他各区で情報交換や役割分担及び支援計画・研修等の協議を行う。要保護児童対策として、児童相談所・区役所・関係機関とのネットワークづくりを強化していく。 | 代表者会議を年2回(7/28と2/28)実施。各区の実務者会議(実務者研修も含む)は合計49回実施。要保護児童の対策として、児童相談所と区役所による「ケース進行管理部会」を立上げ進行管理を行った。 | 要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議を継続的に開催し、実務者会議においては、要保護児童対策に係る法律関係やネットワークづくりに関する講演会を開催するなど、関係機関との連携やネットワークづくりに努めた。また、ケース進行管理部会を立上げ進行管理を行うことにより、より効果的な機関連携や支援体制の充実を図ることができた。 | B | |

(注)達成度=A:計画を上回って実施 B:ほぼ計画に沿って実施 C:計画を変更 D:計画を下回った E:その他(廃止等)

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|---|---------|------------------|--|---|--|--|---------|---------------------|
| 【具体的な取組】 | | | | | | | | |
| ⑤児童家庭支援センターにおける相談事業、里親養育相互援助事業、子育て短期利用事業を進めます。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども福祉課 | 1-(4)-⑤ | 児童家庭支援センター事業 | 児童の福祉に関する各般の問題について、児童、ひとり親家庭、その他の家庭からの相談に応じ、必要な助言・指導を行い、地域の児童、家庭の福祉向上を図る。 | 相談事業(電話または来訪)、里親養育相互援助事業の実施。子育て短期利用事業の相談・受付。 | 相談事業(電話または来訪)、里親養育相互援助事業の実施を行った。子育て短期利用事業の相談・受付を行った。 | 成果:各種相談に応じ、地域の児童、家庭の福祉の向上が図られた。 課題:相談支援の強化を図り、福祉の向上をめざす。 | B | |
| 【推進施策 5】 | | | | | | | | |
| 学校において、子どもからのSOSを適切に受け止められるよう、教職員の意識の向上を図り、体罰によらない子どもへの対応が徹底されるよう教職員への啓発に努めます。特にいじめや虐待を受けている子どもに対して、学校内で速やかに対応できるような体制を整備します。 | | | | | | | | |
| 【具体的な取組】 | | | | | | | | |
| ①教職員の意識の向上を図り、体罰の禁止を徹底します。また、区を単位とした、学校支援を強化します。 | | | | | | | | |
| 教育委員会 指導課 | 1-(5)-① | 区を単位とした、学校運営支援 | 平成20年度に各区役所に「こども支援室」を開設する。また、市内全校の教職員を対象に、人権尊重教育の研修を実施し、人権に対する意識を向上させ、体罰の防止を図る。 | 継続して研修を実施することにより、教職員の人権意識の高揚を図っていく。 | 各区役所に設置された「こども支援室」が関係機関と連携をとりながら、区内の学校に対する支援を行った。 また、教職員を対象とした人権尊重教育研修会を年4回実施し、人権意識の啓発を図った。 | 成果:各区のこども支援室に配置された区・教育担当が学校運営支援や児童生徒指導、事故対応、教育相談等に対して迅速かつ的確な対応を行った。 課題:解決困難な問題に対して、より一層の関係機関との連携強化が望まれる。 | B | |
| 【具体的な取組】 | | | | | | | | |
| ②学校巡回カウンセラーを拡充するなど教職員を支える体制をつくり、学校でのいじめ・虐待の早期発見、迅速な対応及び防止に努めます。 | | | | | | | | |
| 教育委員会 総合教育センター 教育相談センター | 1-(5)-② | スクールカウンセラー研修 | 市立中学校に派遣されているスクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーを対象に、教育相談についての研修を実施し、児童生徒への教育相談活動の充実を図る。 | 各校のスクールカウンセラーが、児童生徒指導担当者等と連携を深めることにより、充実した教育相談を図っていく。 | スクールカウンセラーについては年間4回の連絡会議と研修会を継続して実施した。また、学校巡回カウンセラーについては、毎月2回の連絡会議と年間9回の研修会を実施するとともに、緊急対応についての研修会に年3回参加し、資質の向上に努めた。 | 平成17年度より市立中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、計画的に研修を積んできた。学校巡回カウンセラーについては、平成19年度から始まった事業であるため、連絡会議・研修会の数を増やし、カウンセラーの育成に努めてきた。今後もカウンセラーの質的向上を図るため、研修の一層の充実に努めていく。 | B | |
| 教育委員会 総合教育センター 教育相談センター | 1-(5)-③ | スクールカウンセラーの配置・活用 | 各学校において、カウンセラーとしての専門的知識・経験を生かしながら、教職員とは異なる側面からさまざまな教育相談の具体的なケースに携わる。同時に学校での教育相談体制を充実・拡充するために、教職員との情報共有などを通じて連携を図りながら、児童生徒・保護者への多面的な相談体制をめざす。 | 川崎市立中学校への配置を継続的に行う。各学校での広報活動をとおして活動内容を紹介し、さらに活用されるように努める。特に学校巡回カウンセラーについては、増員を図るとともに相談申し込み手順等を再度確認し、スムーズな対応ができるようにする。緊急対応については対応システムを構築し、そのつど迅速に対応できるようにする。 | 川崎市立中学校51校へ全校配置を継続的に行い、校内の相談体制の充実を図ってきた。年間で延べ21,958人の相談にあたった。学校巡回カウンセラーについては、7名体制に増員することによって、川崎市立の全高等学校5校へ定期的に訪問相談ができるようになった。小学校等への派遣を含め年間で延べ924人の相談に対応した。また、緊急の事件・事故に対しても即応できる体制ができつづり、より子どもたちへの心のケアができるようになってきた。 | 平成17年度より市立中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、校内の相談体制の充実を図ってきた。学校巡回カウンセラーについては、平成19年度より教育相談センターに2名を配置し、小学校、高等学校に派遣してきた。その後、平成20年度に2名、平成21年度に3名増員し、7名体制で実施している。日常的な教育相談だけでなく、緊急の事件・事故にも対応してきた。今後も教職員や関係諸機関との連携を深め、効果的な教育相談を実施できるようにする。 | B | 1-(1)-③ 3-(18)-⑥ |

(注)達成度=A:計画を上回って実施 B:ほぼ計画に沿って実施 C:計画を変更 D:計画を下回った E:その他(廃止等)

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策－事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|-----------------------------|---------|---------------|--|---|---|--|---------|----|
| こども本部 こども家庭センター 児童相談所 | 1-(5)-② | 関係機関・学校向け出張研修 | 児童虐待防止・援助活動において重要な機関である学校に対して、児童虐待についての基本的な知識の習得と関係機関との連携の強化のため、出張研修を実施する。 | 市立小中学校全校の他にも、出張研修の対象を児童が所属する他の関係機関にも拡大する。 | 出張研修の実施依頼のあった市立小中学校教員を対象に児童相談所の職員を派遣して、児童虐待防止・援助活動に関する研修を実施した。平成22年度は、市立小中学校の他にも、保育園、幼稚園等へも出張研修を実施し、関係機関との連携に努めた。 | 市立小中学校の他、保育園、幼稚園等へも出張研修を実施することにより、児童虐待に関する基礎知識の習得や関係機関同士の連携を深めることができた。 | B | |

【推進施策 6】

区役所を中心とした子どもの生活における身近な場所での相談体制を充実し、子どもへの権利侵害の防止に努めます。

〔具体的な取組〕

①子ども自身が安心して気軽に相談できるようこども相談窓口の充実に努めます。

| | | | | | | | | |
|---------------|---------|---------|---|---|--|---|---|-------------------------------|
| 区役所 こども支援室 | 1-(6)-① | こども相談事業 | 平成20年度にこども支援室を設置し、「こども相談窓口」を開設し、0歳からおむね18歳の子ども・子育てに関する相談を受け付け付け、区役所保健福祉センターや児童相談所、学校等子どもに関する支援関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。 | 「こども相談窓口」を開設し、0歳からおむね18歳の子ども・子育てに関する相談を受け付け、関係機関や施設と連携、調整を行い、的確な支援、解決を図る。 | こども相談窓口のPRに努め、0歳からおむね18歳までの子ども・子育てに関する相談を受け付け、必要に応じて関係機関等の連携調整を行いながら相談を実施した。 | 平成20年にこども支援室となり、全区に「こども相談窓口」が設置された中で、児童相談所や学校等関係機関・関係団体との連携調整を行ないながら、的確に相談業務を実施することができた。今後、さらに相談窓口を充実させていくために、日常的な相談スキルの向上を図っていくことが重要である。また、子ども自身が相談できるための工夫を行っていくことが必要である。 | B | 1-(2)-④ 1-(3)-④ 1-(4)-④ |
|---------------|---------|---------|---|---|--|---|---|-------------------------------|

〔具体的な取組〕

②子育てがつらい等問題を抱えている母子を対象に、グループカウンセリング等の支援を充実させます。

| | | | | | | | | |
|--------------------------------|------------|-----------|---|-------------------------|--|--|---|--|
| こども本部 こども家庭課 | 1-(6)-② | 乳幼児虐待予防事業 | 保健福祉センターでの健診、相談、訪問などで親子関係がうまくいかない、子どもがかわいいと思えない、子育てがつらい等、問題を抱えている母子を対象に、母子分離で母親のグループカウンセリングや相談を実施し、虐待の未然防止を図る。要支援対象への適切な支援を行うため、支援者へのスーパーバイズを行っている。 | 継続実施 支援体制の充実強化を図る。 | 各区保健福祉センターにて、子育てがつらい等問題を抱えている母親の把握に努めながら、グループカウンセリングの運営を実施した。関係職員が共通理解を深めながら、適切な対応が行えるよう、スーパーバイズを実施した。 | 育児の悩みを抱える母親へのグループミーティングを行い、虐待の未然防止につなげた。スーパーバイズの実施により、より適切に支援の必要な対象者を把握し、対応するための人材育成と関係機関の連携強化が図られた。 | B | |
| 教育委員会 総合教育センター ・幼児教育センター | 1-(6)-② 廃止 | 相談事業 | 市民や幼児教育関係者からの、0歳から就学前の乳幼児の子育てや幼児教育に関する「電話相談」「来所相談(親子)」に対応する。私立幼稚園協会の相談室との連携を進める。 子育て関係機関からの要請により、講演会を行い終了後に相談を受ける。 | 総合教育センター幼児教育センター廃止に伴い廃止 | | | E | |

(注)達成度=A:計画を上回って実施 B:ほぼ計画に沿って実施 C:計画を変更 D:計画を下回った E:その他(廃止等)

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|---|---------|-----------------|--|--|--|---|---------|----|
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ③虐待予防・発達障害児への支援に取組むため乳幼児健康審査の受診率の向上を図ります。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども家庭課 | 1-(6)-③ | 乳幼児健康診査事業 | 3～4か月児、1歳6か月児、3歳児の健診を保健福祉センターで、また、7か月児、10か月児、4歳児、5歳児の健診を医師会委託で実施し、各時期における子どもの発育・発達を確認し、親等への保健指導や相談を実施し、子どもの健全育成を図る。 | 5歳児健診について、新しい問診票の円滑な導入と評価の実施。各事業の充実を図り、受診率の向上をめざし、子どもの健全育成に資することをめざす。 | 保健福祉センターにて実施する乳幼児健康診査で、多職種が関わながら発育・発達の確認及び必要とする対象者へ保健指導・相談支援を行った。 乳幼児健診における通知不達事例への対応について、体制を検討した。 | 成果：乳幼児健診において、各時期における子どもの発育・発達を確認し、保護者等への保健指導や相談を実施し、子どもの健全育成を図った。発達障害の気づきにつながるよう、5歳児健診の問診票の見直しや問診票等帳票類の整備を行った。 課題：乳幼児健診での未受診者フォローの体制・整備を考えていく。 | B | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ④妊娠・出産から新生児育児にかかる母子相談事業、母子訪問事業を充実します。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども家庭課 | 1-(6)-④ | 母子相談事業、母子訪問指導事業 | 母子相談事業については、随時、電話や面接による相談を実施、また、母子訪問指導事業については、必要に応じて妊娠高血圧症候群予防訪問、新生児・未熟児訪問・家族計画指導訪問などを実施し支援している。また、平成22年1月生まれの赤ちゃんからこにちは赤ちゃん事業を開始した。 | 継続して実施。事業の充実を図る母子訪問指導事業については、平成21年度から、既存の母子訪問指導事業と併せて、全ての乳児家庭を訪問対象とする「乳児家庭全戸訪問事業」を開始した。平成22年度は安定実施を図る。 | 保健福祉センターにて実施される各種相談事業等を実施したほか、所外での子育てサロン等に出向き、利用者からの相談に応じた。また、こにちは赤ちゃん相談の安定化を図るため、各区で訪問員の定例会やフォロー研修、新規の訪問員養成研修を開催した。 | 成果：こにちは赤ちゃん事業が開始したこと、新生児訪問実施率も上がり、母子訪問事業の充実が図れた。 課題：支援の必要な妊婦の把握や訪問等支援の強化が必要 | B | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ⑤乳幼児が健やかに育つよう支援するため、母子保健指導者研修を実施します。 | | | | | | | | |
| こども本部 こども家庭課 | 1-(6)-⑤ | 母子保健指導者研修 | 母子保健事業は、思春期から、妊娠・出産・育児にわたる一貫した支援に努めている。近年、子育てをめぐる環境は大きく変化しており、各事業に従事する者が、これを理解し適切かつ効果的な相談指導に当たるため、研修を行う。 | 母子保健事業を進めるに当たって人材育成の点から必要性の高いテーマ、話題性の高いテーマについて研修を計画していく。 | 産後うつや胆道閉鎖症についての研修を開催し、子育てをする保護者への精神面への支援や早期発見早期治療につなげるための適切な対応の理解を深めた。 | 成果：従事する職員が、母子保健事業を進めるにあたって子育てをめぐる最新の情報や対応を学び、各事業において適切かつ効果的な相談指導にあたれるようにした。 課題：なるべく多くの職員が研修に参加できるよう配慮していく。 | B | |

(注)達成度=A:計画を上回って実施 B:ほぼ計画に沿って実施 C:計画を変更 D:計画を下回った E:その他(廃止等)

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|---|---------------|----------------------|---|--|---|--|---------|----------|
| 【具体的な取組】 | | | | | | | | |
| ⑥子どもの成長を連続的に支援するための幼稚園・保育園・小学校の連携を進めます。 | | | | | | | | |
| 区役所 こども支援室 | 1-(6)-⑥ | 幼・保・小連携事業 | 区内の公私立幼稚園・保育園、小学校の連携を図り、一人ひとりの子どもの成長を一体的に支援するために、情報交換や保育体験等を実施し支援体制づくりを進める。 | 継続実施 | 年間を通じ幼・保・小の児童の交流を図りながら、小学校において授業参観、行事参観、情報交換を実施、実務担当者連絡会実施、園長・校長連絡会、代表者連絡会実施、小学校教諭保育園実習研修を実施した。 | ・3年にわたって、幼・保・小の連絡会や児童の交流を実施することで、それぞれの立場での意見交換・情報交換を深め、児童一人ひとりの一体的な成長の支援を図ることができた。また、就学への円滑な接続に向けて幼・保・小連携を強化できた。 ・意見交換や情報交換を実施する中で、浮かび上がってきた課題として、外国籍の児童や要支援の児童等への就学に向けての保護者も巻き込んだ支援の必要性があげられる。 | B | 3-(18)-⑥ |
| 教育委員会 総合教育センター 幼児教育センター | 1-(6)-⑥ 廃止 | 幼・保・小代表者連絡会 | 子どもの発達の連続性を踏まえた育ちの保障と、地域ごとの幼児・児童に関する諸課題等の情報交換を行う。 | 平成22年度は廃止 | | | E | |
| 【推進施策 7】 | | | | | | | | |
| 人権オブズパーソン制度において、子どもが相談しやすい体制を整備し、子どもの最善の利益の確保に努めます。また、人権オブズパーソンの機能を充実します。 | | | | | | | | |
| 【具体的な取組】 | | | | | | | | |
| ①子どもに直接配付している各種相談カードの配布時期・方法を工夫とともにホームページ等の子ども向け広報を工夫します。 | | | | | | | | |
| 市民オブズ マン事務局 人権オブズ パーソン担当 | 1-(7)-① | 人権オブズパーソン 広報・啓発事業 | 人権オブズパーソンは、子どもの権利の侵害に関する相談・救済の申立てを受け、子どもの主体性を尊重した支援を行い、事案の解決を図っている。相談の当事者である子どもたちに、人権オブズパーソン制度の周知を図るために、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の園児・児童、生徒に「人権オブズパーソン子ども相談カード」やポスター、パンフレット等を配布するほか、子どもホームページで子どもの権利の視点にたって子どもにわかりやすい広報に努める。 | 子ども相談カードを改訂するとともに、子ども向けリーフレットを新たに作成して配布する他、市政だより・教育だより等による広報を行い、人権オブズパーソン制度の一層の周知を図っていく。 | 人権オブズパーソン子ども教室は9月から1月までの間に、小・中学校各4校及び児童養護施設2園で各1回実施し、児童・生徒及び保護者、学校関係者に周知を図った。他、区役所での巡回相談(2回)を実施し、各区こどもフェスタ・子どもの権利の日のつどい・子ども夢パーク・川崎駅地下街アゼリア・すぐらむいまつり、市内掲示板で展示等を行った。また、子ども相談カードを改定するとともに、子ども向けリーフレットを新たに作成して、利用方法等をわかりやすく周知した。 今後の課題として、さらに、人権オブズパーソン制度の利用に向けて周知方法の検討を進めていく。 | 人権オブズパーソン子ども教室を行い、さらに、各区こどもフェスタや子どもの権利の日のつどいなどに参加し、人権オブズパーソン制度の周知を図ることができた。また、子ども相談カードを改定するとともに子ども向けリーフレットを新たに作成して、利用方法等をわかりやすく周知した。 今後の課題として、さらに、人権オブズパーソン制度の利用に向けて周知方法の検討を進めていく。 | B | 1-(1)-① |

〈施策の方向1 相談及び救済の充実〉

| 所管課 | 施策一事業 | 事業名 | 事業の概要 | 平成22年度までの実施目標 | 平成22年度実施状況 | 3年間の成果と課題 | 3年間の達成度 | 再掲 |
|---|---------|-------------------------|---|--|---|---|---------|---------|
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ②子どもたちが人権オブズパーソンを身近に感じられるよう学校や子どもに関わる施設に人権オブズパーソンが出向いて行う、人権オブズパーソン子ども教室の推進及びその他の関連事業を充実します。 | | | | | | | | |
| 市民オンブズマン事務局 人権オブズパーソン担当 | 1-(7)-② | 人権オブズパーソン子ども教室推進事業 | 「人権オブズパーソン子ども教室」は、実際に人権オブズパーソンが学校や子どもがつどう施設に出向き、直接子どもたちに対して、専門調査員による模擬電話相談、人権オブズパーソンによるいじめや人権に関する話をすることにより、気楽に安心して相談できるように人権オブズパーソン制度の周知を図る。 | 教育委員会及び学校等を通じて事業の充実、浸透を図っていく。 ※目標:10校(小・中学校各4校、児童養護施設2か所) | 人権オブズパーソン子ども教室は9月から1月までの間に、小・中学校各4校及び児童養護施設2園で各1時間実施し、児童・生徒及び保護者、学校関係者に周知を図った。 | 人権オブズパーソン子ども教室を小・中学校等で各1時間実施し、感想文を参考とする他、学校などに掲載してもらうことにより、他の学年児童・生徒及び保護者に周知を図ることができた。 人権オブズパーソン子ども教室は、直接子どもたちに対して、いじめや人権に関する話や、気楽に安心して相談するなどの周知ができるため、今後も引き続き継続して改善を図りたい。 | B | 1-(1)-② |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ③人権オブズパーソン等の制度の研究を行い、機能強化に向けて検討します。 | | | | | | | | |
| 市民オンブズマン事務局 人権オブズパーソン担当 | 1-(7)-③ | 人権オブズパーソンの機能の研究 | 権利を侵害された子どもが、安心してありのままに話ができエンパワーメントして解決の主体となりうるよう、子どもが相談しやすい相談体制を整備し、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努める。 また、各区こども支援室、学校、民間団体等の関係機関・団体と適切な連携を図りながら子どもの権利の救済活動を推進する。 | 人権オブズパーソン機能の充実に努めて、子どもの権利の救済活動を推進する。 | * 相談件数(平成23年3月末)181件 * 相談内容(いじめ55件、学校等不適切対応23件、虐待12件、他91件) 子どもの権利委員会・CAP活動見学(7月)・新任校長研修(7月)・要保護児童対策地域協議会(7月)、法務局理事会(6月)・全国自治体シンポ(10月)、こどもフェスタ等を通じて、相談・救済機能を高めるよう連携を図った。 | 子どもが相談しやすい相談体制を整備し、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めた。 各区のこども支援室、学校、民間団体等と連携を行い、適切な子どもの権利の救済の推進を図る。 | B | 1-(2)-① |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ④人権オブズパーソンの活動がわかりやすく伝わるよう報告書の内容を検討します。 | | | | | | | | |
| 市民オンブズマン事務局 人権オブズパーソン担当 | 1-(7)-④ | 人権オブズパーソン報告書作成事業 | 川崎市人権オブズパーソン条例第26条に基づき、毎年、年度報告書を作成する。併せて、運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。 | 運営状況についてわかりやすく報告するとともに、人権オブズパーソン制度及び活動について周知が図られるよう取り組む。 | 平成22年度報告書において、相談の受付状況(直近5年間の受付件数・相談内容など)、救済申立ての状況、参考資料で人権オブズパーソンの活動状況、制度の概要をわかりやすく紹介し、事例の掲載について検討した。 | 人権オブズパーソンの運営状況、制度の概要等についてわかりやすく紹介し報告する他、人権オブズパーソン制度及び活動について周知を図るように取組む。 | B | |
| 〔具体的な取組〕 | | | | | | | | |
| ⑤子どもを人権侵害から早期に救済するため、関係機関・団体等との連携の充実を図ります。 | | | | | | | | |
| 市民オンブズマン事務局 人権オブズパーソン担当 | 1-(7)-⑤ | 人権オブズパーソンと関係機関・団体との連携事業 | 各区のこども支援室、学校、関係機関・民間相談機関等と密接な連携を行い、子どもの権利侵害の早期救済を図る。 | 人権オブズパーソンと関係機関・団体等の連携に努めて、子どもの権利侵害の早期救済をめざす。 | 小・中学校校長会・教育指導主事会議での協力要請、子どもの権利委員会への対応、CAP活動の参加、巡回相談(中原区11月、多摩区1月)、新任校長研修への講師協力、全国自治体シンポ及び各区こどもフェスタ等で相談・救済活動の周知と連携を図った。 | 人権オブズパーソンと関係機関・団体等の連携に努め、子どもの権利侵害の早期救済を図った。 子どもの権利侵害に対して早期に対応するよう、今後も関係機関・団体等の連携に努める(区の教育担当等)。 | B | |

(注)達成度=A:計画を上回って実施 B:ほぼ計画に沿って実施 C:計画を変更 D:計画を下回った E:その他(廃止等)